

京都市区役所事務分掌規則及び京都市区役所支所事務分掌規則の一部を改正する規則を
公布する。

平成29年1月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第31号

京都市区役所事務分掌規則及び京都市区役所支所事務分掌規則の一部を改正す
る規則

(京都市区役所事務分掌規則の一部改正)

第1条 京都市区役所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第6条福祉部の款福祉介護課の項中第19号を第20号とし、第7号から第18号ま
でを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 介護保険法による地域支援事業(区長に権限が委任されたものに限る。)に関する
こと。

(京都市区役所支所事務分掌規則の一部改正)

第2条 京都市区役所支所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第6条福祉部の款福祉介護課の項中第19号を第20号とし、第7号から第18号ま
でを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 介護保険法による地域支援事業(区長に権限が委任されたものに限る。)に関する
こと。

附 則

この規則は、平成29年2月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)